



2021年4月23日

各 位

会 社 名 日本アジアグループ株式会社
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 山下 哲生
(コード番号：3751 東証第一部)
問 合 せ 先 総務人事部長 湊田 隆記
TEL (03) 4476-8000 (代表)

新株予約権無償割当て差止めの仮処分の認可決定に対する保全抗告の申立ての結果に関するお知らせ

日本アジアグループ株式会社（以下「当社」といいます。）が2021年3月22日開催の当社取締役会において決議いたしました新株予約権の無償割当て（以下「本無償割当て」といいます。）について、当社が2021年4月8日付で公表いたしました「新株予約権無償割当て差止めの仮処分の認可決定に対する保全抗告の申立てに関するお知らせ」に記載のとおり、当社株主である株式会社シティインデックスイレブンスにより本無償割当ての差止め請求に係る仮処分の申立てがなされ、同月2日付で東京地方裁判所において差止仮処分の決定（以下「本仮処分決定」といいます。）がなされたため、当社は、同月5日付で東京地方裁判所において、本仮処分決定に対する保全異議の申立てを行いました。同月7日付で東京地方裁判所において本仮処分決定を認可する決定（以下「本認可決定」といいます。）がなされたため、当社は、同月8日付で東京高等裁判所に対して、本認可決定に対する保全抗告の申立て（以下「本保全抗告」といいます。）を行いました。

本日、東京高等裁判所より、下記1. の内容の決定書を受領いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 決定の概要

(1) 決定日

2021年4月23日

(2) 決定の内容

本件抗告（本保全抗告）を棄却する。

抗告費用は抗告人（当社）の負担とする。

2. 当社の今後の対応

当社は、上記の東京高等裁判所の決定を受けて、今後の対応について、弁護士等と協議中です。開示すべき事項が生じましたら、適時開示して参ります。

以 上